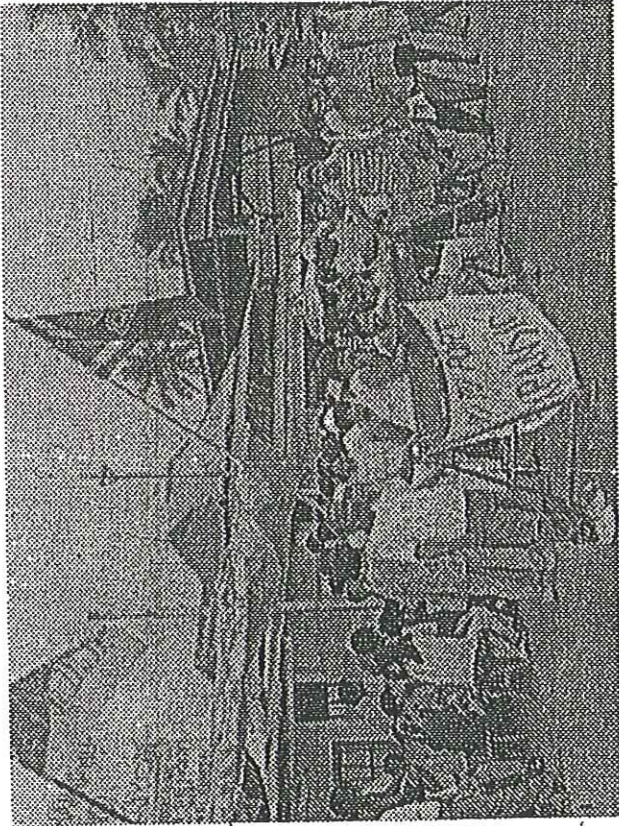


①(28(28))

日本ODAの  
港灣拡張事業

## 立ち退き拒否住民数千人

# 比政府側が強制排除



25日、団結小屋の前で当局の動きを警戒するバタカスの住民たち。大野俊亨

【マニラ27日大野俊】日本の政府開発援助(ODA)によるマリビニ・ルン島中部の港灣拡張事業で、立ち退きを拒む住民に対して、比政府が警察官や消防車を動員して強制的な排除作業を開始。これに反発する住民数千人が街頭に出て「人間バリエータドを築き、警察官らの進入を阻止している。

二十六日には警察官約三十人を動員した港灣局と住民が衝突、住民の激しい抵抗で撤去作業は一時見合わせられたが、強制撤去方針は変えていない。

この事業は、マニラの南方約百キロのバタカス港(バタカス市)を現在の

十センチから約五十センチに拡張し、国内港から国際港に転換しようという計画。日本政府は約五十億円の有償援助を行うことを決め、海外経済協力基金(OECF)が三年前に比政府と融資契約を締結、韓国企業が工事を請け負った。

比政府は、港灣の拡張に伴って隣接集落に住む住民約千五百世帯の移転が必要となるため、バタカス市内に新たな居住地を用意した。ところが住民の大半が港灣関連の仕事に従事しており、「港を離れたら仕事を失う」と反発。住民の語では千二百世帯余り、比政府の調べでは約五百世帯が立ち退きを拒んでいる。ODA事業だけに日本政府は在マニラ日本大使館を通じて、比政府に流血の事態になれば融資を見合わせるという方針も伝えている。事態の悪化を憂慮している。



# 「強制立ち退きは違法」

## 住民側が全面勝訴 3500万ペンの賠償命令

ODA訴訟  
控訴審判決

日本の政府開発援助（ODA）事業に伴う住民強制立ち退きの違法性が問われた住民訴訟で、控訴裁判所（スルヤス・ダト）裁判長は四日までに「スクウォッター（違法占拠者）とはいえない住民を強制排除し、家屋などを取り壊した強制立ち退きは違法」とした一審判決を支持し、政府側の控訴を棄却した。また、事業主体のフリーソン港灣庁に対し、破壊された家屋の代償などとして総額千五百万ペンを賠償するよう命じた。同庁側は苦する方針。

判決によると、同庁は一九九四年六月、ルソン島バタンガス州の港灣拡張事業で、警官らを動員して住民約千五百世帯を強制的に立ち退かせた。その際、警官隊の発砲で少なくとも住民二人が重傷を負い、催涙ガスを吸った幼児二人が重体になった。控訴審で同庁側は「住民は（政府から）補償金を取ることを仕事とするプロのスクウォッター」で、共和国法で規定され

ている強制立ち退きの対象となると主張。これに対し、ダト裁判長は「（同庁に）住民が違法占拠者かどうかを決める権限はない」と断じ、「証言や公文書などから、住民の多くが本洋戦争の前後から住み続けていたことは明白」と住民の居住権を認めた。その上で、「政府といえども自己利益のために、個人の生活、自由、

民の反対運動で融資が一時凍結され、完工は予定から約三年半遅れの九九三年三月までずれ込んだ。二期工事の着工も業者選定に手間取り、予定より遅れている。

財産を不法に奪うことは許されない」と強制立ち退きの違法性を認定した一審判決を支持。強制執行の際に破壊された家屋や家財道具などの補償を命じた。五百五十二世帯で構成される住民側を率いてきたバラウカイ（最小行政区）議長のテルマ・マラナさんは「歴史的な判決。正義を實現させるための闘いがやつと実った」と話している。裁判は九三年二月、同庁が住民の立ち退きを求めてバタンガス地裁に提訴。住民側は「強制執行

は違法」として反訴。総額千五百万ペンの損害賠償を求めていた。同地裁は九六年四月、賠償請求を認める住民勝訴の判決を言い渡し、同庁側が控訴していた。

「人権侵害と国への信頼失墜」と警鐘を鳴らした。フリーソンは人口が密集する市街地での政府開発援助（ODA）事業では、住民の移転問題が事業推進の障害となるケースが多い。中でもバタンガス港の拡張事業は、援助の恩恵を受けるべき市民の血が流されたという意味で、「一体だれのための援助か」という問い

を援助する国、受け取る国の双方に突き付けた。事業推進と住民移転、補償、表裏一体の問題を手っ取り早く解決する手段として、同拡張事業の事業主体、フリーソン港灣庁は、住民を「違法占拠者」と決めつけ、強制排除する方法を選んだ。また、強制執行が実施された一九九四年当時、国際経済協力基金（現・日本国際協力銀行）は「住民移転は港灣庁の責

任。移転交渉は合法的に進められていると聞いている」と説明。借供供与の条件、環境配慮のためのガイドラインで、「住民移転には、住民の状況を十分調査した上で適切な措置を講じなければならない」と規定されていたにもかかわらず、結果的に強制執行、流血の事態を招いた。今回の控訴審判決は、最大の争点となった住民の「違法性」を証言や公文書に基づいて否定。逆

に、生存権など基本的人権を侵した強制執行の違法性を指摘することにも、「合法的な住民立ち退きを求める裁判を起したのか」と同局を強くいさめた。また、「国民の権利を侵害する行為は、貧困撲滅や福利厚生の上をどうも国の基本方針にも反する」と一部住民の犠牲の上に成り立っている援助事業の矛盾にも言及し、「このような事態を放置

すれば、国への国民の信頼が失墜しかねない」と警鐘を鳴らしている。同基金は九九年十月、ガイドラインに「収入源を失う住民への配慮」移転事業は住民の生活所得の回復が目的。などを新たに加えた。これは移転住民に対し、適切な住居の支給や生活インフラの整備、雇用機会の付与など「合法的かつ人道的措置」を求めた控訴審判決文と見事に一致する。（酒井善彦）

### 解説

「人権侵害と国への信頼失墜」と警鐘を鳴らした。フリーソンは人口が密集する市街地での政府開発援助（ODA）事業では、住民の移転問題が事業推進の障害となるケースが多い。中でもバタンガス港の拡張事業は、援助の恩恵を受けるべき市民の血が流されたという意味で、「一体だれのための援助か」という問い

# ODA犠牲者の声に

## 日本政府は耳傾けて

### 立ち退き住民が徹夜抗議

日本大使館前

日本の政府開発援助（ODA）事業に伴う住民訴訟で勝訴したルソン島バタングラス州の住民約二百二十人が五日午後、バサイ市の在フィリピン日本大使館前で徹夜の座り込み抗議に入り、「日本政府は、事業の犠牲になつたフィリピン人の声に耳を傾けて欲しい」な

どと訴える書面を同大使館に提出した。集会は、日本の対比援助の核となつてきた「カラバルソン地域」開発計画の着手十周年と住民訴訟控訴審の勝訴を契機に開かれた。参加住民は、同計画の一環、バタングラス港湾拡張事業に伴う強制立ち退きで住居を失つ

た人たちで、六日午前八時ごろまで座り込みを続ける予定。住民団体は書面で、①同計画により農地が工業団地やゴルフ場に転用され、新たな都市貧困層を生み出した②日系企業の生産活動を支えるため、日本政府は巨額のODAを投じてきた③日系企業

のフィリピン人従業員への賃金は最低レベルで、地域住民の生活は向上してない——などと指摘。その上で、「フィリピン人の日給は、日本の缶ビール二本分に過ぎない。日本政府は、援助がフィリピン人の生活向上に結び付いていない状況を黙認し続けている」と日本政府の姿勢を批判している。

書面は、控訴審判決で違法認定された住民強制立ち退きにも言及。「フィリピン政府はカラバルソン計画を推進させるため警官隊を動員した。計画を支援してきた日本政

府も責任を負うべきだ」と同拡張事業に対する援助中止と住民への補償を求めている。

カラバルソン地域は、首都圏近郊のカピテ、ラグナ、バタングラス、リサル、ケソンの五州。一九八九年の対比多国間援助構想で開発モデル地域に指定され、日本のODAを中心にインフラ整備が進められてきた。日本の大手商社などが工業団地を開発し、日系企業の進出拠点になった。また、農地の違法転用疑惑も浮上しており、農業改革省が調査を続けている。

バサイ市の在フィリピン日本大使館前で徹夜の座り込みに入ったバタングラス州の住民＝5日午後4時すぎ写す





# 「6年間の闘争突った」

## 住民、移住地を共同購入

### 6/26 日本援助で立ち退き拒否

バタンガス州

一九九四年六月、日本の政府開発援助(ODA)による港湾拡張事業で強制立ち退きを迫られる住民ら、遠隔地にあり再定住地への移住を拒否していたルソン島バタンガス州バタンガス港の周辺住民がこのほど、自己資金で同港近くに移住地を購入した。

フリーピンで実施されていたODA事業では、住民側が再定住地での就職難や生活関連インフラの未整備を理由に立ち退きを拒否するケースが少なく、事業自体が遅延する原因にもなっていた。移転を迫られた住民が、「自効努力」で移住地を共同購入したケースは極めてまれで、立ち退き問題を解決に導く事例



住民は開所式を前にバタンガス市内をデモ行進。「ODAにノー」と書かれたプラカードもみられた—31日午後2時40分ごろ写真

として注目を集めそうだ。五月三十一日に行われた移住地の開所式では、立ち退き反対の住民運動を率いてきたバラシカイ(最小行政区)議長、テルマ・マラナンさん(49)が「六年間にわたる闘争がやっと突った。日本政府は、開発援助が必ずしも地域住民の生活向上に結びつかないことを忘れてはいけない」と訴えた。

移住地は、同港から約五百メートル離れた私有地約三ヘクタール。九四年六月の立ち退き行で自宅を失ったガス市サンタクラ民約四百五十世帯千百万ペソで共同購入資金には、行後に支給された金を充てた。補償金で当たり一千万ペソで、総額は二百六十万ペソの負担を求められた民側は地元自治体を通じて、最終的に引き出した。

課題として残る援助事業の「功罪」

### 解説

ス港拡張事業の住民立ち退き問題では、強制執行の際に警官隊が発砲、住民に負傷者が出る事件が起きるなど、日本政府による援助事業の「功罪」が厳しく問われた。

日本政府は、同港を①日系企業が多数進出しているルソン島南部の物流の拠点にする②マニラ港の代替港として最適で、

第一期工事は一九九二年一月に着工、九五年八月に完工する予定だったが、しかし、住民の強い立ち退き反対運動に遭い、完工は九九年三月にずれ込んだ。九八年九月に借款契約が締結された第二期工事も今年八月ごろにようやく着工する見込みだ。

同事業での苦い経験を経て、日本の国際協力を

銀行は九九年十月、円借款を供与する上での条件ともいえる「環境配慮のためのガイドライン」を拡充した。

住民移転の項は、①プロジェクトの計画、実施に当たっては、非自発的な立ち退きを求められる住民、主たる収入源を失う住民への配慮が必要②住民移転に伴う影響を低減させるための計画は、移転住民の生活、所得の回復を目的とする—など。強制執行で住民の家を破壊し、山間にある再

定住地への移住で収入源を奪った同港拡張事業は、ガイドラインから逸脱していたと言わざるを得ない。

首都圏や地方都市に人口が集中しているフリーピンでは、大型公共工事に伴う開発援助を実施する場合、住民立ち退きは表裏一体の課題。その際、大半の住民は「違法占拠住民」とされて、十分な補償を受けずに移転を迫られているのが実状だ。立ち退きに対する住民の強い拒否反応は、「長年

ここに住んで来た」という自負が、「違法」の一言で踏みこじられたことに対する反発でもある。

今回、移住地の共同購入が実現したことで、住民の闘争には一つの区切りが付いた。しかし、地域住民を含めた環境への影響を最小限にとどめながら、いかに援助事業を続けていくのかという問題は、日比両国政府が共同で解決すべき課題として今後も残る。

(酒井善彦)



# 3500万ペソで和解に合意

## バタングス港 強制退去の住民 拡張第1期工事

2/15 2002

告した。しかし、双方で和解の可能性が探られていた。PPAは政府関係機関と協議の上、和解に持ち込むこととなった。

ソに上るといふ。同訴訟は第一審のバタングス地裁が、PPAの責任を問う判決を出したが、PPAはこれを不服として控訴裁判に持ち込み、控訴裁も地裁判断を支持したため最高裁に上

日本政府開発援助（ODA）で進められているルソン島バタングス港拡張事業第一期工事で、強制退去させられ、係争中だった旧住民とフィリピン港湾庁（PPA）との間でこのほど和解が成立、最高裁もこれを承認した。双方が合意した和解文書（一月二十五日付け）によると、PPAは訴訟中の三百九十八世帯に対して約三千五百万ペソを支払うことになっている。

での懸案の一つが解決すること政府、当局側には明るい材料となりそうだ。一九九四年の第一期工事では強制収用・退去の対象になったサンタクララの住民千四百六十五人がPPAを相手取って不動産回復訴訟を起こしたが、最後まで残った三百九十八世帯に対して総額約三千四百九十九万六千ペソをPPA側が支払う内容。一世帯当たり八万七千九百ペソとなる。

PPAがこれまでに原告側に対して支払い済みの金額は控除されており、それらを含めると六千五百万ペ

同事業ではPPAが今年一月半ば、予定より一年半遅れで第二期工事起工式に踏み切っているが、これま



# 立ち退き住民に補償金

3/12 2002

## 日本ODA事業で比政府 移転問題、8年ぶり決着

日本の政府開発援助(ODA)で進められたルソン島パタンガス港拡張事業第一期工事で、事業主体のフィリピン港湾庁(PPA)は十一日、強制立ち退きの対象になった旧住民に補償金約三千五百万ペソを支払った。住民側は一九九四年に「立ち退きは違法」として提訴し、一、二審とも勝訴。補償金支払いは今年一月、PPAとの間で和解が成立したため実現した。ODAのあり方が問われた同工事の住民移転問題は、住民側が「全面勝利」する形で約八年ぶりに決着した。

補償金は同日午前、パタンガス港内で行われた引き渡し式典で、原告住民三百九十八世帯に支払われた。一世帯当たりの受取額は、強制立ち退きの際に壊された家の規模や支払い済み一時金の差し引きなどで三百四十ペソ(約百万ペソ)と大きな差が生じた。住民運動を率いてきたパタンガス市サンタクララ地区のバラシカイ議長、テルマ・マランタンさん(50)は式典あいさつで、「違法占拠住民」という政府側主張の間違いを正すため十年近くつらい思いを強いられた。

強制立ち退きでは家だけでなく心も壊された。補償金は正当な代償ではなく、もらってもうれしくはない。日本政府には、ODAにより苦しめられているフィリピン人がいることを認識して欲しい」と涙ながらに訴えた。

原告住民は、仕事がないなどの理由でPPAの用意した再定住地への移転を一貫して拒否。二〇〇〇年に一時金を持ち寄って、同港近くの私有地を一千二百万ペソ余りで共同購入した。私有地には原告住民ら約四百五十世帯が移住する予定で、今回支払われた補償金の一部も整地費用などに使われるという。

補償金三百四十ペソを受け取ったヘレン・メンドーサさん(67)は「裁判所で認定された補償金は四万ペソだったが、支払い済みの一時的金三万五千ペソなどを差し引かれた。三百四十ペソは息子の薬代にする」と言う。

一方、二十八万ペソ弱を受け取ったセサル・アバカンさん(63)は「移住地の家を再建するために使うつもり。私たちの戦いは立ち退き前の生活を取り戻すまで続く」と話していた。

同港拡張事業は一九九二年一月に着工。一、二期工事合わせた円借款供与額は二百十四億円。九四年六月の強制立ち退きでは、警官隊が立ち退き拒否住民に発砲、流血の事態に発展したため借款供与が一時的凍結されるなどした。今年一月に着工した二期工事でも住民移転が問題になっている。

住民側は同年十月、「強制立ち退きは違法」とPPAを相手取り総額六千五百万ペソの支払いを求めると訴えた。PPA側は「住民は違法占拠者で補償の対象外」と上告したが、二期工事着工が迫っていたことから結局二〇〇一年四月に和解にたつことを決めた。

原告住民(右)のランガン議長のマランタンさん



原告住民(右)のランガン議長のマランタンさん